

「熱帯果樹優良種苗普及システム構築事業」 企画提案募集要領

1 事業目的

沖縄県の熱帯果樹は贈答用や観光土産用需要としての人気の高まりを受け、沖縄県農業研究センターにおいて育成された品質や食味の非常に優れた熱帯果樹の優良品種の速やかな普及を目指している。

本事業委託では、ピタヤ（ドラゴンフルーツ）新品種「インパクトルビー」の種苗供給体制を構築し、本県熱帯果樹品目の生産振興を図る。

2 委託業務の内容

- ① 内容：令和3年度熱帯果樹優良種苗普及システム構築事業委託業務仕様書参照
- ② 実施日：契約締結日～令和4年3月18日
- ③ 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

3 契約期間

契約締結日～令和4年3月18日

4 事業予算額

9,434,000円（内消費税額及び地方消費税額857,636円）

※上記金額を上限として提案すること。

5. 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第6条の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

※沖縄県暴力団排除条例第6条

県は、公共工事その他の県の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 沖縄県および国内の農業に関する基本的な知識があり、農業関係の調査実績を有している企業・団体であること。
- (3) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (4) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している

法人であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。

- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

6. 応募方法等

(1) 参加申込

- ア 申込期間： 令和3年5月20日(木)～令和3年6月2日(水)17:00
- イ 提出書類： 参加申込書 【様式1】
- ウ 提出方法： 持参、郵送、ファクシミリまたはEメール
- * 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
 - * 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。
- ※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

- ア 提出期限： 令和3年6月7日(月)17:00
- イ 提出書類： 応募申請書 【様式2】
企画提案書及び応募書類一式【様式3～7】
(下記8. 参照)
- ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

- (3) 質問がある場合は、令和3年5月28日(木)16:00までにファクシミリ、Eメールいずれかの方法により質問書【様式9】を提出すること。
ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要。
回答は5月27日以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。
※問い合わせ先は、下記15. を参照

7. 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

8. 提出物

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| (1) 参加申込書 | | 【様式1】 |
| (2) 応募申請書 | | 【様式2】 |
| (3) 企画提案書 | | 【様式3】 |
| (4) 会社概要書 | | 【様式4】 |
| (5) 積算書 | | 【様式5】 |
| (6) 実績書 | | 【様式6】 |
| (7) 誓約書 | | 【様式7】 |

(8) 参考資料（必要に応じて）

- ※ コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを添付すること。
- ※ 【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。
- ※ 提出部数： 応募申請書1部、その他については各7部。
(原本1部、残り6部は原本写しを提出)

9. 企画書等の体裁

- (1) 原則として、A4判、縦、左綴りとする。
特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

10. プレゼンテーション審査

- (1) 日時：令和3年6月14日（月）（予定）
- (2) 場所：沖縄県庁内会議室
- (3) 提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。
- (4) 審査会場への入場者は2名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う時間帯については、令和3年6月8日（火）までに連絡を行う。

11. 審査の方法

- (1) 応募数が6社以上の場合は、園芸振興課において1次審査（書類審査）を行い、上位5社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が5社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部園芸振興課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、2の応募資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、令和3年6月15日（火）にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点

- イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
- ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
- エ その他

なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況や、拡大防止措置等の状況によっては、2次審査を書面審査とする場合がある。詳細は、1次審査選考結果の通知の際に連絡する。

- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

12. 評価基準

(1) 基本認識

沖縄県における果樹生産について現状や課題に関する基本的認識を有しているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

- ・本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

- ・提案内容は調査業務に応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。
- ・事業成果の発展可能性は有しているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

- ・実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

13. スケジュール（予定）

令和3年 5月20日（木）	公募開始
5月28日（金）16:00	質問締切
6月2日（水）17:00	参加申込締切
6月7日（月）17:00	企画提案締切
6月14日（月）（予定）	プレゼンテーション審査
6月中旬	審査・採択決定
6月中旬	契約

14. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。

- (4) プレゼンテーションに際しては、3（2）の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けません。ただし、提案書を踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可します。その場合は事前に申し出てください。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (6) 1事業者（コンソーシアム）あたり、提案書は1件とします。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

15. お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 園芸振興課 果樹班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）

電話番号：098-866-2266 FAX：098-866-8689

Eメール：aa049000@pref.okinawa.lg.jp

担当： 嘉手苺、長堂

16. 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。

- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。